

AHIの税制上の優遇措置について

AHIの会費と寄付は税法上の優遇措置が得られます

AHIは、内閣府より「公益財団法人」の認定を受けており（2012年3月26日認定、同4月1日法人登記）、AHIへの会費及び寄付について、「特定公益増進法人」としての、所得税、法人税、相続税上の優遇措置が適用されます。

また、愛知県にお住まいの方は県民税と、いくつかの市町村では市町村税上の優遇措置が得られます。詳細は以下をご覧ください。

<個人の皆様>

1. 所得税

AHIは、税額控除制度の適応を受けるための申請を行い、2012年6月6日に正式に認定されたので、①「所得控除」もしくは②「税額控除」を選択して受けることができます。

①所得控除

$[\text{総所得金額} - (\text{年間の所得控除対象寄付合計額} - 2000 \text{円})] \times \text{税率} = \text{所得税額}$

注) AHIへの会費も寄付も控除の対象となります。

注) 他の「特定公益増進法人」への寄付が合算できます。寄付金額は総所得の40%が上限。

②税額控除

$\text{所得税額} - [(\text{年間の税額控除対象寄付合計額} - 2000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除対象額}]$

注) AHIへの会費も寄付も控除の対象となります。

注) 他の「所得税の税額控除適用法人」への寄付金が合算できます。寄付金額は総所得の40%が上限。

注) 控除対象額は、所得税額の25%が上限。

2. 個人住民税

愛知県、及び県内のいくつかの市町村で特定公益増進法人への寄付金が控除の対象として条例で定められています。市町村の条例の状況については、[こちら](#)をご覧ください。

* 県民税 - $[(\text{税金控除対象寄付金額} - 2000 \text{円}) \times 4\%]$

* 市区町村民税 - $[(\text{税金控除対象寄付金額} - 2000 \text{円}) \times 6\%]$

注) AHIへの会費も寄付も控除の対象となります。

3. 相続税

遺贈または相続により取得した財産を、相続税の申告期限内に AHI に寄付すると、その金額には相続税が課税されません。

★AHI の領収書に財政上の優遇措置を得るための必要事項は記載されていますが、確定申告時、別途「税額控除に係る証明書」の写しを添付することをおすすめします。ご送付しますので、事務局までご連絡ください。

<法人の皆様>

法人税

公益財団法人への寄付金は、その寄付金の合計額と寄付金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

公益財団法人への寄付金の損金算入限度額の計算（1年決算法人の場合）
$$(\text{資本等の金額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \div 2$$

決算時に、確定申告書に添付して、寄付金の損金算入に関する明細書と領収書を提出してください。限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。